

放送局規約

第 1 章 名称ならびに所属

第 1 条 名称

本局は、深川西高等学校放送局と称し、深川西高等学校生徒会外局に所属する。

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 本局は即時伝達及び視聴覚によるなごやかな雰囲気作りを目的とし、校内の放送に関する活動を行い、校外で行われるコンクール等の行事に参加する。

第 3 章 組織ならびに構成

第 3 条 本局は同好者によって構成される。

第 4 条 任期は通常 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とするが、希望する者はいつでも局員になることができる。

第 5 条 本局は運営上次の役員を置く。役員は局員中より選出される。
局長 1 名、副局長 1 名、会計 1 名。

第 4 章 器具の使用

第 6 条 本局は校内放送器具を使用する。

第 7 条 生徒の器具使用は原則として本局員のみが行う。

付 則 この規約は昭和 46 年 5 月 18 日よりその効力を発する。

この規約は平成 14 年 4 月 1 日一部改正する。

この規約は平成 15 年 3 月 31 日一部改正する。